**【取得価格要件対象資産と課税免除対象資産】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人税法施行令第１３条  所得税法施行令第６条 | | 説明 | 主な資産等 | 取得価格要件の対象 | 課税免除の対象 |
| １号 | 建物及びその附属設備 | 建物及び建物と一体となって機能する設備 | ガス設備、給排水設備、消火設備、昇降機設備、通風設備、電気設備、避難設備、排煙設備、冷暖房設備等 | ○ | ○  （※1） |
| ２号 | 構築物 | 建物以外の土地に定着した土木設備や工作物 | 舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事等 | ○ | × |
| ３号 | 機械及び装置 | 製品を製造するために使われている機械や装置 | 各種製造設備等の機械及び装置等 | ○ | ○ |
| ４号 | 船舶 | 事業のために人や物を運搬する船舶 | ボート、漁船、遊覧船等 | ○ | × |
| 5号 | 航空機 | 事業のために人や物を運搬する航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等 | ○ | × |
| 6号 | 車両及び運搬具 | 事業のために人や物を運搬する車両 | 大型特殊自動車、構内運搬車、貨車等 | ○ | × |
| ７号 | 工具、器具及び備品 | 製品を製造するために使われている工具や器具（主に可搬式のもの） | 測定工具、検査工具、型枠、金型等 | ○ | × |
| １号の敷地である土地 | | 建物及びその付属設備の敷地 | 工場用地等 | × | ○  （※2） |

※1　建物の附属設備は、当該建物とともに取得した場合に限り対象となります。

※2　土地については、取得後1年以内に当該建物の建設に着手した敷地が対象となります。

※3　課税免除の対象資産の範囲は、事業（施設）の用に直接供されるもの（部分）に限られます。

※4　法人税又は所得税上の特別償却の適用を受けている場合に対象となりますが、特別償却の適用を受けなかった場合においても、当該生産設備の新設又は増設が、租税特別措置法第12条第4項又は第45条第3項の規定に該当するものであれば、理由書を添付することで適用対象となります。

※5　資本金額5,000万円超で既存施設の取替え又は更新のために生産設備を新増設した場合、おおむね30%以上の生産能力・処理能力の増加がある場合に限り、その増加相当部分が対象となります。